

公認 SAM コンサルタントマスター資格認定基準

2015 年 11 月 25 日 施行

(目的)

第1条 本基準は、公認 SAM コンサルタントマスター（以下、「CSCM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、ソフトウェア資産管理 (SAM) に関するより詳しい知識を有しており、且つ SAM の構築や改善を指導・助言することが可能である実務能力を有している者を、CSCM として認定する。

2. CSCM では以下の 3つの資格を認定する。

- 成熟度評価マスター
- 構築マスター
- 運用改善マスター

3. CSCM 資格の認定要件として次のとおり定める。

(イ) 成熟度評価マスター

SAMAC の指定する研修 (2回) を受講し、課題を全て提出すること。

(ロ) 構築マスター

SAMAC の指定する研修 (3回) を受講し、課題を全て提出すること。

(ハ) 運用改善マスター

SAMAC の指定する研修 (3回) を受講し、課題を全て提出すること。

資格の取得は「成熟度評価マスター」、「構築マスター」、「運用改善マスター」の順に取得しなければならない。

また、各マスター研修は連続した受講が必要となる。2回目以降を受講できなかった場合には、再度1回目からの受講が必要となる。

申し込みスケジュールで受講できない場合、代替回の参加は認められない。再度申し込む必要がある。

(資格有効期間)

第3条 資格の有効期間は資格認定後 3 年間とする。

(資格更新条件)

第4条 CSCM 資格の維持・更新

下記に示す要件をすべて満たす場合は、CSCM 資格を維持することができる。

- 3 年に 1 回以上、各種フォローアップ研修、SAMACが指定するセミナー等において事例発表などを行うこと。
- SAMAC の指定する CSC および CSCM のアップデート・フォローアップ研修を受講・修了すること。公認 SAM コンサルタント (CSC) の資格要件を維持すること。更新時には、SAMAC が指定するフォローアップ研修を受講すること

2. 資格の停止

- 3年連続して基準を満たすことができない場合には、CSCM 資格の停止 (CSCM を名乗ることができない状態) について理事会で検討する。

(公認 SAM コンサルタントトレーナー (CSCT) 受験資格取得)

第 5 条 第 2 条 2 記載の 3 つのマスター資格取得者は、公認 SAM コンサルタント (CSC) 研修の講師を行える公認 SAM コンサルタントトレーナー (CSCT) 受験資格を取得できる。

(本基準の施行)

第 6 条 本基準は 2015 年 11 月 25 日より施行する。

以上